

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年9月まで

年金相談の際に年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。両親が加入手続をし、私の保険料も納付してくれていたため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は6か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年12月25日において、申立期間の保険料は現年度納付が可能な期間である。

また、申立人の国民年金加入手続を行い保険料を納付してくれていたとするその両親は、昭和36年4月から、父は10年年金に、母は国民年金に60歳まで加入し、共に保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、60歳までの国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の国民年金手帳及びA町（現在は、B市）保管の国民年金被保険者名簿で確認できる納付年月日は、すべて納付期限内となっているなど、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月10日から62年10月1日まで

私がA社に勤めていた期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録を見ると実際の給料額より少なくなっているため、厚生年金保険の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が保管する給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、昭和61年9月から62年9月までの期間は30万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡しているため、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

山梨厚生年金 事案 349～359(別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①について標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））、申立期間②については標準賞与額（〈標準賞与額〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）、申立期間②の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

| | | |
|--------|---|-----------|
| 氏名 | : | } 別添一覧表参照 |
| 基礎年金番号 | : | |
| 生年月日 | : | |
| 住所 | : | |

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月15日
② 平成17年12月15日

平成16年12月15日と17年12月15日に支給された賞与について、A社から社会保険事務所（当時）への届出がもれていたため、同社から22年4月26日付けで届出が提出されたが、時効のため年金額に反映されず納得がいかない。年金額に反映されるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る賞与から控除されていた厚生年金保険料は、正しい保険料額とは相違しているため、申立期間の各月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞

与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事業所が提出した賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、現在登録されている記録を取り消し、平成16年12月15日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）、17年12月15日は〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

| 事案番号 | 氏名 | 基礎年金番号 | 生年月日 | 住所 | 申立期間 | 標準賞与額 |
|------|----|--------|----------|----|-------------------|--------------|
| 349 | 男 | | 昭和 24 年生 | | 平成 16 年 12 月 15 日 | 24 万 4,000 円 |
| | | | | | 平成 17 年 12 月 15 日 | 23 万 8,000 円 |
| 350 | 男 | | 昭和 32 年生 | | 平成 16 年 12 月 15 日 | 29 万 3,000 円 |
| | | | | | 平成 17 年 12 月 15 日 | 28 万 6,000 円 |
| 351 | 男 | | 昭和 33 年生 | | 平成 16 年 12 月 15 日 | 34 万 2,000 円 |
| | | | | | 平成 17 年 12 月 15 日 | 33 万 3,000 円 |
| 352 | 男 | | 昭和 38 年生 | | 平成 16 年 12 月 15 日 | 34 万 2,000 円 |
| | | | | | 平成 17 年 12 月 15 日 | 36 万 2,000 円 |
| 353 | 男 | | 昭和 45 年生 | | 平成 16 年 12 月 15 日 | 34 万 2,000 円 |
| | | | | | 平成 17 年 12 月 15 日 | 35 万 2,000 円 |
| 354 | 男 | | 昭和 48 年生 | | 平成 16 年 12 月 15 日 | 34 万 2,000 円 |
| | | | | | 平成 17 年 12 月 15 日 | 35 万 2,000 円 |
| 355 | 男 | | 昭和 51 年生 | | 平成 16 年 12 月 15 日 | 34 万 2,000 円 |
| | | | | | 平成 17 年 12 月 15 日 | 35 万 2,000 円 |
| 356 | 男 | | 昭和 26 年生 | | 平成 16 年 12 月 15 日 | 24 万 4,000 円 |
| | | | | | 平成 17 年 12 月 15 日 | 23 万 8,000 円 |
| 357 | 女 | | 昭和 43 年生 | | 平成 16 年 12 月 15 日 | 34 万 2,000 円 |
| | | | | | 平成 17 年 12 月 15 日 | 34 万 3,000 円 |
| 358 | 女 | | 昭和 57 年生 | | 平成 16 年 12 月 15 日 | 24 万 4,000 円 |
| | | | | | 平成 17 年 12 月 15 日 | 24 万 8,000 円 |
| 359 | 男 | | 昭和 32 年生 | | 平成 16 年 12 月 15 日 | 29 万 3,000 円 |
| | | | | | ————— | ————— |

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 12 年 10 月 1 日まで

私は昭和 50 年ごろから平成 12 年 11 月まで A 社に勤務していたが、平成 9 年 10 月から 12 年 9 月の間の標準報酬月額が 59 万円から 41 万円に変更されている。社会保険料の控除額は 59 万円に対しての金額だったので、申立期間について給料額相当の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、平成 11 年 2 月 3 日に、申立期間のうち 9 年 10 月から 11 年 1 月までの期間について、さかのぼって 41 万円に減額訂正され、また、同年 11 月 11 日に、申立期間のうち同年 10 月について、41 万円に減額訂正されていることが確認できる上、当該期間において、同社の代表取締役及び他の取締役についても標準報酬月額が同様にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、元同僚は「申立人は取締役で、営業・総務の業務が担当だったが、社会保険関係の業務とは無縁だった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

さらに、社会保険事務所の職員及び A 社の元経理担当社員の証言並びに B 県 C 厚生年金基金の資料から、申立期間当時、同社において厚生年金保険料の滞納があり、その処理を巡って上記社会保険事務所職員と同社代表取締役との間で数回にわたって話し合いが行われた状況が確認できることから、申立人の標準報酬月額の減額訂正については、両者の関与により行われたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、平成 11 年 2 月 3 日付け及び同年 11 月 11 日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成14年2月5日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年2月5日から同年10月1日まで
② 平成14年10月1日から15年3月15日まで

社会保険事務所で自分の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①は、当時の給与支給額に比べて標準報酬月額の記録が低すぎることは納得がいかないため標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②は、給与から保険料が控除されていたのに、厚生年金保険ではなく国民年金の記録になっていることはおかしいので、厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、事業所が保管する源泉徴収簿に記載されている社会保険料額から、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成14年2月から同年9月までは24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年10月1日より後の同月7日に、同年2月にさかのぼって15万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成14年2月から同年9月

までは24万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②については、労働者名簿の記録、同社代表取締役及び同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所は、「平成14年10月1日から16年4月1日までの期間、会社の経営状況が悪化し社会保険料を支払い続けることができなくなったので、社会保険の適用をやめる手続きをした。その件については従業員に説明し、任意継続の保険料と国民年金保険料を給与から控除することも併せて説明した。」と回答しており、複数の従業員が、「会社から健康保険は任意継続に、厚生年金保険は国民年金に変更する説明を受けたので、給与から控除されていたのは国民年金保険料だと分かっていた。」と証言している。

また、オンライン記録から、申立人が平成14年10月1日から15年3月11日までの期間任意継続被保険者であったことが確認でき、事業所が保管する源泉徴収簿に記載された社会保険料額から、申立人の給与から控除されていた保険料は、申立期間当時の国民年金保険料と同額であると考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。